

第2号議案（1）別紙 四国JALパック会 会則変更案（新旧対比表）

	変更後	変更前	
	四国JALパック会会則		四国JALパック会規約
第1条 名称	本会は「四国JALパック会」（以下「本会」という。）と称する。	第1条 名称	本会は、「四国JALパック会」（以下「本会」という。）と称する。
第2条 目的	本会は各活動を通じて、株式会社ジャルパックの取扱商品および、JALグループ事業への更なる理解を深めると共に、会員相互の連携強化、地域貢献につなげることを目的とする。	第2条 目的	1.株式会社ジャルパックが取扱う旅行商品により、四国地域への誘客を図る。 2.会員相互の情報の交換及び認識の共有により事業の拡大を図る。 3.地域と株式会社ジャルパックの連携の強化を図り、着地型観光の推進と商品造成の強化により、WIN-WINの関係を構築する。
第3条 構成	1.本会は株式会社ジャルパックと契約を有する宿泊施設、交通機関、ゴルフ場、観光施設、飲食・物販施設など株式会社ジャルパックと業務上の関連があり、本会の目的に合致する事業者および株式会社ジャルパックにより構成する。 2.株式会社ジャルパックは事務局を担い、議決権を有さない。	第3条 構成	本会は株式会社ジャルパックと契約を有する宿泊施設、交通機関、ゴルフ場、観光施設、飲食・物販施設など株式会社ジャルパックと業務上の関連があり、本会の目的に合致する事業者により構成する。
第4条 事務局	1.本会の事務局を下記におき、株式会社ジャルパックが担う。 〒140-8658東京都品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ビル 株式会社 ジャルパック 2.事務局の業務は以下のとおりとする。 1) 会計の管理 2) 本会の入退会管理 3) 本会が運営する行事（役員会・総会・研修など）の運営 4) JALパック会HPの運営 5) その他、本会の目的に合致する活動の運営。	第4条 事務局	本会の事務局は下記に置く。 〒140-8658 東京都品川区東品川2丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル 株式会社 ジャルパック (国内仕入部門)
第5条 会員の資格	1.本会を構成する会員は第3条の構成者で、第15条に定める入会金・年会費を納入した者とする。 2.会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議により除名することができる。	第5条 会員の資格	本会を構成する会員は第3条の構成者で、第15条に定める会費を納入した者とする。
第6条 役員	本会には次の役員を置く。 会長……………1名 副会長……………1～2名 理事……………若干名 監事……………1～2名 事務局兼会計……………1名	第6条 役員	本会に次の役員を置く。 会長1名、副会長1～2名、理事若干名、監事1～2名、事務局兼会計1名、事務局特別アドバイザー1名
第7条 役員の職務	1.会長は本会を総括する。 2.副会長は会長を補佐する。また、会長が会務を遂行できない場合において、その職務を代行する。 3.理事は会務を掌握し本会の活動を遂行する。 4.監事は本会の執行内容及び会計を監査する。 5.事務局は本会の運営に係わる業務及び会計を担当する。	第7条 役員の職務	1.会長は本会を総括する。 2.副会長は会長を補佐する。又会長が会務を遂行できない場合において、その職務を代行する。 3.理事は会務を掌握し本会の活動を遂行する。 4.監事は本会の執行内容及び会計を監査する。 5.事務局は本会の運営に係わる業務及び会計を担当する。
第8条 役員の選任	1.理事、監事は総会にて会員の中から選任する。 2.会長、副会長は理事の互選とする。	第8条 役員の選任	1.理事・監事は総会にて会員の中から選任する。 2.会長・副会長は理事の互選とする。
第9条 役員の任期および報酬	1.役員の任期は2年とし、再任を妨げない。 2.役員に欠員が生じた場合の取扱いは役員会により決定する。 3.補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。 4.本会の役員は、その職務の執行に対して無報酬とする。ただし、職務の遂行に必要な実費については、総会の承認を得て支給することができる。	第9条 役員の任期	役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また役員に欠員が生じた場合の取扱いは役員会により決定する。 その補充により就任した役員の任期は前任の残任期間とする。

	変更後	変更前	
	四国JALパック会会則		四国JALパック会規約
第10条 総会	<p>1.本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎会計年度の終了後、原則3か月以内に開催する。</p> <p>2.総会は役員の過半数の合議をもって会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>但し、委任状の提出は出席とみなす。</p> <p>3.総会の議長は、会長が務める。</p> <p>4.総会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもって行う。賛否同数の場合は議長がこれを決する。</p> <p>5.総会の決議事項は以下の通りとする。</p> <p>1)年度収支決算の承認</p> <p>2)年度活動計画の決定</p> <p>3)年度収支予算の承認</p> <p>4)会則の改廃</p> <p>5)役員を選任又は解任</p> <p>6)会員の除名</p> <p>7)解散及び残余財産の処分</p> <p>8)その他決議事項</p>	第10条 会議の設置	<p>1.総会 定期総会と臨時総会とする。定期総会は年1回の開催とする。 臨時総会は会長が必要と認めた場合、又は過半数の開催要請があった場合に招集する。</p> <p>尚、次の事項については、総会の決議を経なければならない。</p> <p>I. 年度収支決算</p> <p>II. 年度事業の決定</p> <p>III. 年度収支予算</p> <p>IV. 規約の改廃</p> <p>V. 役員を選任</p> <p>2.役員会 会長、副会長、理事、監事及び事務局をもって構成し、会長が必要と認めた場合に招集する。</p> <p>3.分科会 宿泊施設、交通機関、ゴルフ場、観光施設、飲食・物販施設などの個別の分科会を必要に応じ開催することができる。</p>
第11条 臨時総会	<p>1.臨時総会は役員の過半数の合議をもって必要と認めた場合、又は会員の過半数の開催要請があった場合に招集する。</p> <p>2.臨時総会の議事運営および決議方法は、定期総会に準じる。</p> <p>3.臨時総会の開催および決議は、書面または電磁的記録による方法で行うことができる。この場合、決議は出席会員の過半数の賛成をもって成立し、賛否同数の場合は会長がこれを決する。</p>	第11条 会議の成立及び議長及び議決	<p>第10条に定める会議はその構成員の過半数をもって成立し、またその議決は出席者の過半数により決する。</p> <p>但し、委任状の提出は出席とみなす。</p> <p>議長は会長がその任にあたる。</p> <p>賛否同数の場合は議長がこれを決する。</p> <p>議決が急を要する重要事項については、役員会がこれを決議し執行することが出来る。</p>
第12条 役員会の権限および決議方法	<p>1.役員会は、本会の業務執行に関する重要事項を決定する権限を有する。</p> <p>2.役員会は、以下の事項について決議する。</p> <p>1)活動計画および予算の策定</p> <p>2)財務報告書の承認</p> <p>3)会長及び副会長の選定及び解職</p> <p>4)その他、総会で決議された事項の執行</p> <p>3.役員会は、会長が招集する。</p> <p>4.役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。但し、委任状の提出は出席とみなす。</p> <p>5.役員会の議長は、会長が務める。</p> <p>6.役員会の決議は、出席役員過半数の賛成をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。</p>	第12条 事業	<p>本会の目的のため、第10条のほか以下の事業を行う。</p> <p>1.四国誘客に関わる事業</p> <p>2.情報交換会</p> <p>3.各事業者にとって必要な研修会・研修旅行</p> <p>4.会員の親睦会</p> <p>5.その他、本会の目的に合致する事業</p>
第13条 会員の慶弔等	<p>会員の火災・地震・風水害による被災及び会員名義人（代表者）が死亡した場合の見舞金・香典・供花等の決定は会長に一任する。</p>	第13条 会員の慶弔等	<p>会員の火災・地震・風水害による被災及び会員名義人(代表者)が死亡した場合の見舞金・香典・供花等の決定は会長に一任する。</p>
第14条 入会、退会	<p>入会は届の提出とジャルパックの推薦により入会金および当該年度の会費の納入を以て入会とする。</p> <p>退会は届の提出を以て退会とする。</p> <p>また、入退会については、役員会の報告事項とする。</p>	第14条 入会、退会	<p>入会は届の提出とジャルパックの推薦により入会金及び当該年度の会費の納入を以て入会とする。</p> <p>退会は届の提出を以て退会とする。</p> <p>また、入退会については、役員会の報告事項とする。</p>

	変更後	変更前
	四国JALパック会会則	四国JALパック会規約
第15条 会費	<p>会員は入会金及び年会費を納入する。尚、一度納入されたものについては返還をしない。</p> <p>尚、株式会社ジャルパックは年会費ではなく特別年会費を納入する。</p> <p>1) 入会金……………20,000円（新規入会時のみ） 2) 年会費……………20,000円 3) 特別年会費……………100,000円</p>	<p>第15条 会費</p> <p>会員は入会金及び年会費を納入する。尚、一度納入されたものについては返還をしない。</p> <p>尚、株式会社ジャルパックは特別年会費を納入する。</p> <p>1.入会金20,000円(新規入会時のみ) 2.年会費20,000円 3.特別年会費100,000円</p>
第16条 会費の納入	<p>1.入会時には入会金及び年会費を納入する。 但し、年度途中に入会または復帰する場合であっても当該年度分の年会費を全額納入するものとする。 2.年会費は毎年3月31日までに、翌年度の年会費を納入する。</p>	<p>第16条 会費の納入</p> <p>1.入会時には入会金及び年会費を納入する。 但し、年度途中に入会または復帰する場合であっても当該年度分の年会費を全額納入するものとする。 2.年会費は毎年3月31日までに、翌年度の年会費を納入する。 3.特別年会費は必要に応じ、役員会にて決定しこれを納入する。</p>
第17条 会計監査	<p>1.会計の管理は事務局が行う。 2.会計監査は監事が行う。</p>	<p>第17条 会計監査</p> <p>1.会計の管理は事務局が行う。 2.会計監査は監事が行う。</p>
第18条 会計年度	毎年4月1日より翌年3月31日とする。	第18条 会計年度 毎年4月1日より翌年3月31日とする。
第19条 会員の資格喪失	<p>会員が次のいずれかの事項に該当する場合は、会員の資格を喪失する。</p> <p>1) 株式会社ジャルパックとの契約が解除又は終結した場合。 2) 本会を退会した場合。 3) 解散した場合。 4) 会費の納入を怠った場合。 5) 除名された場合。</p> <p>但し、既納の年会費及び入会金は返還しない。又当該年度の年会費は納入しなければならない。</p>	<p>第19条 会員の資格喪失</p> <p>本会員が次のいずれかの事項に該当する場合は、役員会の決定により会員の資格を喪失する。</p> <p>1.株式会社ジャルパックとの契約が解除又は終結した場合。 2.本会を退会した場合。 3.本会の規約を守らなかった場合。 4.会費の納入を怠った場合。 5.本会の名誉を傷つけた場合。 6.その他本会の主旨に反する行為があった場合。</p> <p>但し、既納の年会費及び入会金は返還しない。又当該年度の年会費は納入しなければならない。</p>
第20条 会員の休会	<p>1.会員が半年以上休業するときなど、やむを得ない理由により休会を希望する場合は、毎年2月末日までに届出を行い、役員会の決議を経た上で休会することができる。</p> <p>2.前項の休会の期間は、前項の届出を行った後最初に到来する4月1日から起算して最大2年とする。</p> <p>3.休会期間中の年会費は免除とする。</p> <p>4.休会期間中の会員は、本会の活動には原則として参加できない。</p>	<p>第20条 会員の休会</p> <p>1.本会員が改装工事など、やむを得ない理由により半年以上全館休館するときは、毎年2月末日までに届出を行い、役員会の決議を経た上で休会することができる。</p> <p>2.前項の休会の期間は、前項の届出を行った後、最初に到来する4月1日から起算して最大2年とする。</p> <p>3.休会期間中の年会費は免除とする。</p> <p>4.休会期間中においては、各JALバック会活動には原則として参加できない。</p>
第21条 情報の発信	<p>1.会員相互の交流のため、以下の情報を発信する。</p> <p>1) 本会の総会・部会等の連絡 2) 会員およびJALグループからの特典情報 3) 会員およびJALグループの商品・サービス等に関する情報 4) そのほか、会員・役員が必要とする情報</p> <p>2.発信方法は以下のとおり定める。</p> <p>1) 本会HPへの掲載 2) お申し出いただいた本会担当者メールアドレスへのメール送信。 3) 前項2)のメール送信を希望されない場合は配信停止とすることができる。 但し、本会の総会・部会等の連絡メールは配信されることとする。</p>	

	変更後	変更前	
	四国JALパック会会則		四国JALパック会規約
第22条 個人情報の取り扱い	<p>1.個人情報とは本会に関連し知りえた会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等により特定の個人を識別することができる一切の情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号をいう。</p> <p>2.前項にて知りえた個人情報は第10条、第11条および第12条に定める会議の運営、総会で決議された活動の運営、並びに第21条に定める情報発信の為に使用する。</p> <p>3.会員および事務局は一切の個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはならない。</p> <p>1)第三者に開示又は漏洩すること。</p> <p>2)個人情報を開示した本人の同意を得ることなく、本会の目的の範囲を超えて、複写、紙媒体への出力、電子的な記録媒体への格納、ダイレクトメールの作成・発送および個人情報を利用した記録・資料等の作成を行うこと。</p> <p>3)破壊又は改ざんすること。</p> <p>4)自己又は第三者のための営利活動に用いること。</p> <p>4.会員および事務局は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならない。</p> <p>5.会員および事務局は、提供された個人情報の、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去を求めることができる。</p> <p>6.個人情報の取扱いに関するお問合せ、苦情及びご相談については、本会事務局にて対応する。</p>		
第23条 法令遵守	本会は、すべての活動において、関連する法令および規則を遵守するものとする。		
第24条 会則の変更	本会則は、総会における、総会員の半数以上であって、総会出席会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。		
第25条 解散および残余財産の分配	<p>1.本会は、総会における、総会員の半数以上であって、総会出席会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。</p> <p>2.本会が解散した場合、債務の弁済およびその他の義務の履行を完了した後に残る財産の分配は、総会の決議による。</p>		
第26条 その他	本会則以外の事項については役員会で決定する。	第21条 その他	本規約以外の事項については、役員会で決定する。
附則	<p>1. 本会則は平成20年3月3日より発効する。</p> <p>2. 本会の活動期間は4月1日から翌年3月31日とする。</p>	附則	<p>1.本規約は平成20年3月3日より発効する。</p> <p>2.本会の事業期間は4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
(制改定の記録)	<p>平成20年3月3日 制定・実施</p> <p>平成23年5月19日 改定・実施</p> <p>平成24年5月16日 改定・実施</p> <p>平成30年5月31日 改定・実施</p> <p>令和元年5月14日 改定・実施</p> <p>令和7年6月26日改定・実施</p>	(制改定の記録)	<p>平成20年3月3日 制定・実施</p> <p>平成23年5月19日 改定・実施</p> <p>平成24年5月16日 改定・実施</p> <p>平成30年5月31日 改定・実施</p> <p>令和元年5月14日 改定・実施</p>